

公益社団法人 全国農業共済協会 令和7年度の職員募集について

1. 募集先

〒102-8411 東京都千代田区一番町19番地
公益社団法人 全国農業共済協会（略称：NOSA I 協会）
（概要は別添1参照。）

2. 応募・選考要領

- (1) 採用人員 若干名
- (2) 職 種 事務系総合職
- (3) 応募資格 ①令和7年3月までに4年制大学を卒業見込みの方、および卒業後7年以内の方
②令和7年3月までに大学院（修士課程）を修了見込みの方、および修了後5年以内の方
- (4) 提出書類 ①履歴書（写真、自己紹介書：書式は大学指定も可）
※メールアドレスを必ず記載してください。
②成績証明書
③卒業（見込）証明書
④志望動機（400字以内、書式自由、自筆・パソコン作成いずれも可）
※履歴書等はお返ししません。責任をもって廃棄します。
- (5) 応募締切日 令和6年8月26日(月)必着（郵送）
- (6) 選考方法等 採用試験＝書類選考（8月29日(木)）を経て、試験案内を文書発信。面接試験（Web形式）は9月18日(水)に実施予定で、面接試験前に㉞適性検査（パーソナリティ）のWeb受検、㉟適性検査（計数・言語・英語）のテストセンターもしくはWeb受検、㊱作文の提出をお願いします。
- (7) そ の 他 全国農業共済組合連合会との併願も可能です。その場合の(4)の提出書類について、①～③は1通で受け付けます。④は共通でも各々でも構いません。

3. 待遇・勤務条件等

- (1) 給 与 大卒初任給の場合：基本給 217,800円（令和6年度実績、院了・既卒も同額）
- (2) その他諸手当 暫定手当、住宅手当、扶養手当、超勤手当、食事手当など
- (3) 通勤定期代 実費を全額支給
- (4) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入
- (5) 賞 与 あり（令和6年度ベースで年間4.5カ月分、国家公務員に準拠）
- (6) 退職金制度 あり
- (7) 就業時間 午前9時から午後5時30分（一部部署でフレックス制を実施）

- (8) 定 休 日 土・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、ほかに
夏季休暇（3日）あり
- (9) 有 給 休 暇 年間20日
- (10) 職 員 用 住 宅 なし
- (11) そ の 他 全国農業共済組合連合会への出向の可能性あり

※全国農業共済組合連合会は農業保険法に基づき、主に農業経営収入保険事業を行う
目的で平成30年4月に設立された法人です。

農業経営収入保険事業と併せて、詳しくは農林水産省経営局農業保険（収入保
険・農業共済）のページ（<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>）もご参
照下さい。なお、事務所は本会と同じ全国農業共済会館にあります。

4. 勤務開始予定日 令和7年4月1日(火)

5. 書類提出先及び問い合わせ先

〒102-8411 東京都千代田区一番町19番地

公益社団法人 全国農業共済協会 総務部総務課

(担当：吉川、吉村)

TEL 03-3263-6411(代) FAX 03-3221-7795

<http://www.nosai.or.jp/> E-mail soumuka@nosai.or.jp

<別添1>

公益社団法人 全国農業共済協会（NOSA I 協会）の概要

1. 所在地 東京都千代田区一番町19番地
(〒102-8411 TEL. 03-3263-6411)
2. 設立 昭和23年8月
3. 機構等 全国の農業共済組合連合会及び特定組合を会員とする農業共済団体の中央機関
4. 役職員等 理事13名（うち会長1名、副会長2名、常務理事1名）、監事3名及び職員46名（令和6年8月1日現在）
5. 目的 国が定める農業保険法に基づき農業保険の制度を運営する農業共済団体の健全な発展に貢献し、もって農業の振興と農業経営の安定により、豊かで健全な我が国社会の維持・発展に寄与することを目的とする。
なお、農業保険の制度の概要は別添2のとおり。
6. 事業内容 本会の事業内容は以下のとおり。
 - (1) 農業保険の制度に係る調査研究や一般国民への普及啓蒙を行う事業
 - (2) 農業共済団体が使用する事務処理システムの開発・修正に係る事業
 - (3) 役職員の資質向上や人材育成を図るための研修に係る事業
 - (4) 農業共済団体の退職金給付に係る事業
 - (5) 農業・農政・農業保険の制度の動向を伝えるための新聞等発刊に係る事業

など

[注]詳細は本会ホームページ (<http://www.nosai.or.jp/>) をご覧下さい。また、農業保険の制度については、農林水産省経営局農業保険（収入保険・農業共済）のページ (<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>) もご参照下さい。

〈別添2〉

農業保険の制度（農業共済制度・収入保険制度）の概要

我が国は、気象変化の最も激しいアジア・モンスーン地帯に位置しており、農業は、風水害、冷害等種々の自然災害にしばしば見舞われ、広い地域に亘り甚大な被害を受けやすいという宿命を負っています。

このようなことから、国は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として保険の仕組みによる農業保険の制度を設けています。

この農業保険の制度は、昭和22年に、農業保険制度（昭和13年発足）と家畜保険制度（昭和4年発足）を統合して発足したものです。

本制度は、これまで、農業事情の変化等に対応し幾多の改正が行われ、我が国における農業経営の安定に寄与してきました。また、平成5年や15年の大冷害、平成16年の10個の台風襲来、東日本大震災や熊本地震、平成22年の宮崎県下での口蹄疫をはじめ、自然災害等が多発した際に全国の被害農家に多額の共済金を支払い、農業経営また地域経済の再生に大きく貢献してきました。

農業共済制度は、国の農業災害対策として実施される公的保険制度です。この制度は、災害により被害を受けた農家の救済を合理的に行うため、地域ごとに農家が組合を設立し、共済掛金（50%相当額については国が負担）を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があった時、その共同準備財産から被災農家に共済金を支払う農家の自主的な相互救済を基本としています。

現在、農業共済制度では米、麦、家畜、果樹、畑作物、園芸施設、農家建物、農機具などを対象に共済事業を実施しており、令和5年度の補償契約額は約39兆円となっています。

また、平成31年1月から始まった農業経営収入保険制度も公的な保険制度です。農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として平成30年4月に創設されました。今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収入減少も補てん対象です。

令和6年3月の農業経営収入保険の加入件数は、全国で約9万8千経営体となりました。地域農業に重大な役割を果たしている経営体に対し、一層の加入拡大に向けた取組みを進めています。

（より詳しい情報は別添の「ご案内」をご覧ください。）



公益社団法人
全国農業共済協会
(NOSA I 協会)

ご案内



●農業保険とは●

農業保険は農業を経営する上で自然災害、価格低下等に備えるための公的な保険制度で、農業共済と収入保険があります。両制度を運営する農業共済団体（NOSA I 団体）は、同制度への加入を促進し、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を幅広く構築することに取り組んでいます。

●農業共済とは

農業共済は、農家の相互扶助を基本とし、国と農家が共同で実施している、保険の手法を使った農業災害対策の基幹的制度です。

昭和 22 年の発足以来、農業を災害から守り、農業経営や地域経済の安定に貢献しています。

現在、農業共済は、米、麦、家畜（牛・馬・豚）、果樹（りんご・みかん・なし・ぶどう等）、畑作物（大豆・ばれいしょ・蚕繭等）などの作目や園芸施設、建物、農機具などの施設等も対象にしています。また、損害の未然防止を図るため、病害虫の防除や鳥獣害対策、NOSA I 団体の獣医師による家畜の診療・事故防止など、農家経営のリスクマネジメント支援活動も実施しています。

この農業共済事業は、市町村段階では農業共済組合等、都道府県段階では特定組合（県単位の農業共済組合）もしくは農業共済組合連合会が運営しています。

●収入保険とは

農家の経営努力では避けられない、自然災害や農産物の価格の低下などで農業収入が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険で、平成 31 年 1 月から始まりました。

基本的に、農産物ならどのような品目でも対象となります。また、対象者は青色申告を行っている農家です。

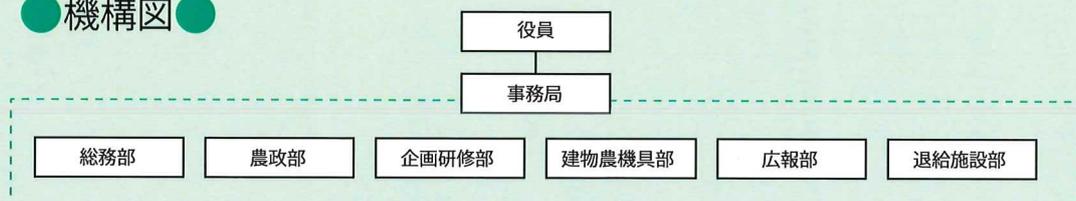
収入保険事業は全国農業共済組合連合会（NOSA I 全国連）が実施主体となり、全国で各農業共済事業を運営する、地域の農業共済組合等が加入申請等の窓口業務を担当しています。

●全国農業共済協会のプロフィール●

[沿革]

- ・昭和 22 年 12 月 農業災害補償法の制定
- ・昭和 23 年 8 月 社団法人 農業共済保険協会として発足
- ・昭和 25 年 2 月 社団法人 全国農業共済協会と名称変更
- ・昭和 62 年 「NOSA I 全国」の呼称を採用
- ・平成 25 年 4 月 公益社団法人全国農業共済協会に移行
- ・平成 30 年 4 月 呼称を「NOSA I 協会」に変更

●機構図●



●全国農業共済協会の主な業務内容●

国が定める農業保険法に基づき農業保険の制度を運営する農業共済団体の健全な発展に貢献し、もって農業の振興と農業経営の安定により、豊かで健全な我が国社会の維持・発展に寄与することを目的としています。(定款第3条)

この目的を達成するため、①農業保険制度に係る調査研究、その他農業の振興と農業経営の安定のための調査研究及び農家や一般国民への普及啓蒙を行う事業、②農業共済団体の退職金給付に係る事業、③全国農業共済会館の管理運営を実施する事業、④その他本会の目的を達成するために必要な事業——などの事業を行っています。(定款第4条)

調査・研究活動

農業生産の実態や農政の見直しに対応した農業保険制度とするための調査研究を行っています。また、農業保険事業の効率的な運営のため、事務処理システムの開発・修正のほか、海外からの農業保険調査の受入れなどの国際協力にも取り組んでいます。

普及・啓蒙活動

全国運動の中央機関としての活動のほか、全国のNOSA I 団体が行う制度の普及推進、リスクマネジメント活動、組織体制強化、コンプライアンスやリスク管理などの取組みを支援しています。

研修活動

ガバナンス(内部統制)やマネジメント(経営管理)、普及推進の強化など、役職員の資質向上や人材育成を図るための研修事業を実施しています。また、産業動物獣医師を対象とした診療技術の研修も行っています。

農政活動

農業保険の運営に必要な国の予算の確保や制度改正のため、国会、政府、その他関係方面への継続的な諸活動を行っています。

任意共済の推進支援活動

農家の資産を保全する建物共済や農機具共済の普及推進支援や仕組み改善のための活動を行っています。

広報活動

全国のNOSA I 団体の広報活動を支援しています。昭和23年4月に創刊した機関紙「農業共済新聞」は、平成30年に70周年を迎え、農業保険制度の解説はじめ、農家の経営改善に役立つ情報などを毎週提供しています。また、役職員向け実務誌「月刊NOSA I」、農政と農業保険の動向を伝える週刊レポート「農政と共済」、産業動物の診療技術情報を解説する「家畜診療」を発行しています。そのほか、農業共済組合の広報紙全国コンクール、一般応募の写真コンテストなども実施しています。

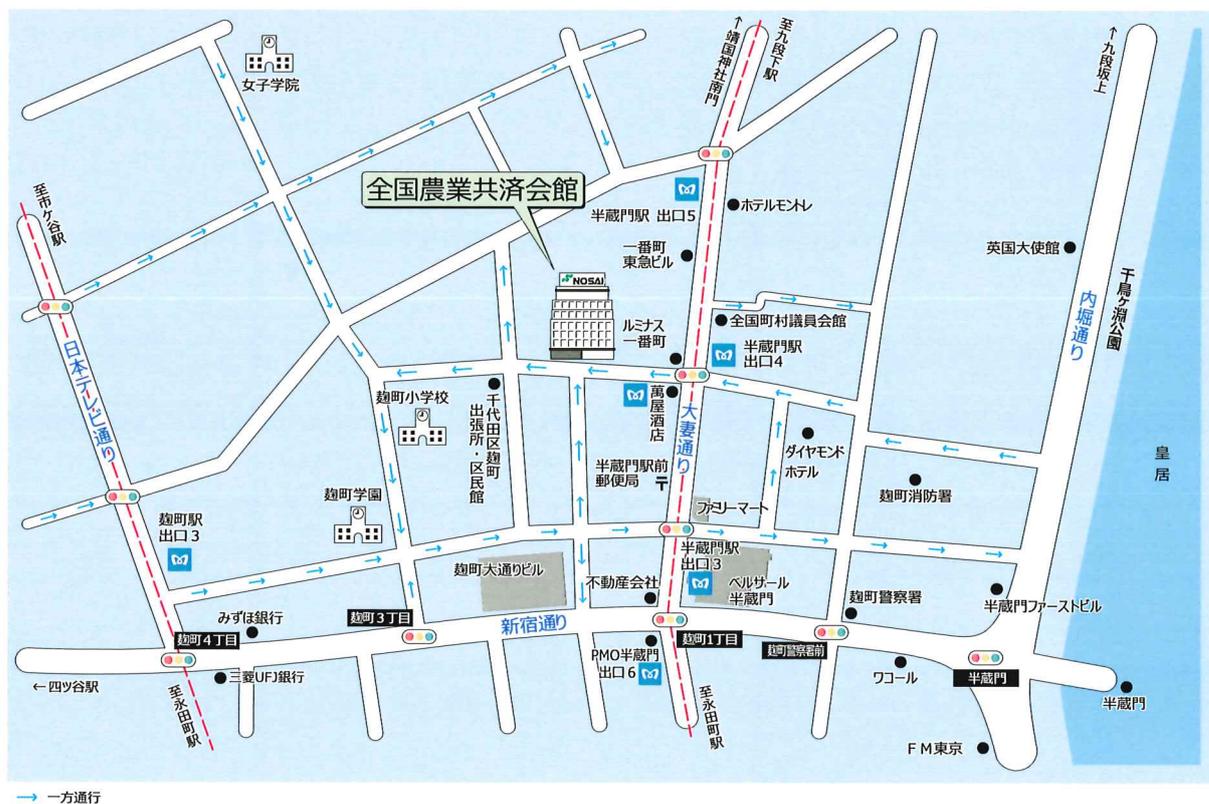
福利増進活動

NOSA I 団体職員の福利増進を図るため、NOSA I 団体から退職金給付に必要な資金の預託を受け、資金の管理・運用を行っています。また、NOSA I 団体の福利厚生制度を支援するため、職員向けの福祉貸付事業及び各種団体契約保険を行っています。

NOSAIの理念

農業は 緑 土 水 を守り
豊かな食料を供給する産業です
わたくしたちNOSAIは
みずからの知と技を磨き
信頼の絆によって損害の防止と補てんに努め
日本農業の発展と
うるおいのある社会づくりに貢献します

● 全国農業共済会館ご案内図 ●



備えの種をまこう。

公益社団法人 全国農業共済協会

〒102-8411 東京都千代田区一番町 19 番地
TEL 03(3263)6411(代表) FAX 03(3221)7795
ホームページ <http://www.nosai.or.jp>

